

預金に関する重要事項のお知らせ

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、お客さま保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を義務づけています。

当金庫の預金に関する「重要事項」は以下のとおりです。

当金庫に預金される際には、事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認ください。また、ご了承ください。

1. 国内円預金について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

商品の分類	取扱い
・当座預金 ・別段預金 ・利息のつかない普通預金	利息がつかない等の条件を満たす預金（注1）は全額保護
・利息のつく普通預金 ・定期預金 ・貯蓄預金 ・通知預金 ・定期積金 ・納税準備預金	預金者1人当たり合算して元本1,000万円までとその利息（注2）を保護 ※元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。

（注1）次の①～③の条件を全て満たすもので、「決済用預金」といいます。

- ①無利息（預金規定で利息が付かないことを定めてあるもの）
- ②要求払い（預金者がいつでも払戻しを受けることができるもの）
- ③決済サービスを提供できること（公共料金口座引落等のように決済ができるもの）

（注2）利息には定期積金の給付補てん金を含みます。

2. 外貨預金について

- 預金保険制度の対象とならない預金です。
- 元本とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。
- 外貨預金（先物予約なし）の元本やその利息を満期時等に円貨で受け取られる場合は、為替相場の変動により、場合によっては為替差損が生じるリスク（為替変動リスク）があります。

3. 預金以外の金融商品について

- 債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

詳しくは、窓口へお問い合わせください。